

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構人事考査会規程 新旧対照表

新	旧	改正理由等
<p>第1条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 委員長は、<u>CCO</u>を充て、考査会を招集し、その議長となり、会務を総理する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和8年5月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 委員長は、<u>副理事長</u>を充て、考査会を招集し、その議長となり、会務を総理する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p>	<p>・人事考査会は、非行の抑止を通じて服務規律の確保及び事務能率の向上を図ることを目的とする機関であり、コンプライアンスリスクの低減及び判断の公正性を担保する観点から、中立的立場にあるCCOが委員長を務めることが適当であるため、位置付けを見直し、改正。</p>

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構内部統制推進規程 新旧対照表

新	旧	改正理由等
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(内部統制統括責任者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 内部統制統括責任者は、<u>CCO</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第7条～第12条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和8年5月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(内部統制統括責任者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 内部統制統括責任者は、<u>副理事長のうち理事長が指名する者</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第7条～第12条 (略)</p>	<p>・内部統制は業務執行から独立した統制・監督機能であることから、コンプライアンス及びリスク管理を所掌し中立性を有するCCOが内部統制統括責任者を務めることが、内部統制の実効性及びガバナンスの観点から適当であるため、位置付けを見直し、改正。</p>